



介護給付費分科会 介護付きホームに関する1巡目の議論

2023年8月7日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会(第221回)において、介護付きホームに関する1巡目の議論が行われました。

介護付きホームについて、夜間等看護職員が不在時の医療的ケアの検討が必要という意見、医療的ケアが必要な入居者に対しては現実的な対応が必要という意見等がありました。

当日の資料は、厚生労働省ホームページhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34470.html「第221回社会保障審議会介護給付費分科会資料」からご覧ください。

介護給付費分科会では、9月に事業者団体ヒアリングが予定されており、当協会は報酬改定の要望や現場の声を伝えてまいります。

■論点と委員の意見

論点	委員の意見
特定施設入居者生活介護の利用者に重度者が多い状況を踏まえ、医療的ケアを必要とする入居者への対応や看取り等への対応の推進などについて、どのような方策が考えられるか。	<p>○特定施設の看護職員の配置は薄く、また、基本報酬は低く抑えられているため、看護職員の加配が難しい。また、介護保険による訪問看護はできないので、夜間の医療的ケアが課題。このため、<u>看護職員が不在時の医療的ケアの検討が必要。</u></p> <p>○特定施設で「看取りを受け入れられないことがある理由」として、「対応が難しい医療処置があるから」、「夜間は看護職員がいないから」ということが資料に記載されているが、<u>医療的ケアが必要な入居者に対しては、現実的な対応が必要。</u></p>
(論点以外の意見等)	<p>○特定施設となっていない有料老人ホーム等については、<u>希望により外部サービス利用型となれるように対応していただきたい。</u></p> <p>【全般的な意見】</p> <p>○今年の春闘での賃上げや物価高騰を踏まえ、以下の対応を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>基本報酬の引上げを行っていただきたい。</u>・<u>処遇改善加算について、介護職員に限らず、すべての職員を対象としていただきたい。</u>・<u>介護報酬改定サイクルの中間年においても、経費の性質に応じて、賃金上昇率や物価上昇率の変動によって改定する賃金スライド及び物価スライドの仕組みの導入を検討すべき。</u> <p>○介護施設等の収支差率は年々低下し、一方で電力料金を始めとする水光熱費が大きく上昇しており、事業所を閉鎖するところもでてくるおそれがある。このため、<u>国において、迅速かつ柔軟な措置を検討していただきたい。</u></p>